



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年3月25日

観光庁

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第19条第1項の規定に基づく行政処分を令和7年3月24日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和7年3月17日に実施した旅行業法第65条第1項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、令和7年3月24日付けで、別添の一覧表に記載した旅行業者に対して、同法第19条第1項の規定に基づく業務停止を命じました。

- 1：令和7年3月25日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。
- 2：別添につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課 貴田、大崎

代表：03-5253-8111（内線 27322、27328）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo_gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「」記号を「@」記号に置き換えてください。

旅行業者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行業者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
	観光庁 長官登録 第545号	(株)西日本新聞旅行	才木 剛	福岡県福岡市中 央区天神1丁目4 番1号 西日本新 聞会館14階	令和7年3月26 日～4月3日まで の9日間の業務 停止(本社営業 部)	旅行業法第 19条第1項	令和6年4月21日から同月23日に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
	観光庁 長官登録 第2053号	近畿日本ツーリスト (株)	瓜生 修一	東京都新宿区西 新宿二丁目6番1 号	令和7年3月26 日～4月3日まで の9日間の業務 停止(岐阜支 店)	旅行業法第 19条第1項	令和6年5月30日に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。